

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります。』という企業理念を掲げるとともに、経営方針においてもその一節にて、『収益を重視し、常に最大の価値を求め、透明で力強い経営を目指す』としており、当社グループは法令を遵守し、効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえながら、議決権の電子行使や招集通知の英訳については対応を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権に関して、株主名簿上記録されている株主を議決権を行使する株主として取扱っており、信託銀行等の名義で株主を保有する機関投資家等の実質株主が自ら議決権の行使等を行うことは現状認めておりません。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画を重要な課題であると認識し、今後、取締役会を中心にグループ全体として適切な計画立案について、検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-2-1】

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後に開催する取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案して取締役会において個別の報酬額を決定しております。

中長期的な業績と連動する報酬については、適切な設定について議論し検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は、社外取締役2名を選任し、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。実効性についての分析・評価の結果の開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社グループは、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、上場株式を政策的に保有します。同株式の買い増しや処分の要否は、決済金額に応じて社長稟議あるいは取締役会にて決議しています。同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【原則1-7】

当社は、取締役の競業取引の承認並びに取締役と会社間の取引について、取締役会の承認を必要としております。また、その取引についての重要な事実を報告しなければならないとしております。なお、主要株主との取引については、定期的及び必要に応じて取締役会が報告を受け、株主共同の利益等を害することのないよう監視を行うこととしております。

【原則3-1】

(1) 当社は、企業理念・経営方針・行動指針について当社ウェブサイトを開示しています。また、経営戦略・経営計画といたしまして、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの中期経営計画「Morita Advance Plan 1000」を策定し、平成28年10月28日に開示いたしました。

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等については、株主総会で決議された取締役及び監査役それぞれの報酬総額の枠内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。

(4) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、社内規定等で定めておりませんが、取締役については、当社の企業理念・経営方針に基づき、幅広く問題を的確に把握し問題解決できる能力があること、法令遵守に徹する見識を有する人物であること等を総合的に勘案し、指名手続きを行っております。監査役については、当社グループの健全な経営と社内の信用の維持に貢献できること等を総合的に勘案し、指名手続きを行っております。社外役員については、経営・法務・財務及び会計・人事労務等の見識を十分に有し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力があるかを総合的に勘案し、指名手続きを行っております。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令及び定款にて定められた事項のほか、取締役会規則・稟議規程に基づき、取締役会、社長、担当役員、部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して決裁・審議・承認等に関する権限を明確に定めております。

〔原則4－8〕

当社は、取締役5名のうち独立役員として社外取締役を2名選任し、取締役会等において独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

〔原則4－9〕

当社は、会社法に定める要件及び東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判定要素の規定を参考とし、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

〔補充原則4－11－1〕

当社の取締役会の構成については、当社グループの事業分野を統括する持株会社として、当社の企業理念・経営方針に基づき、幅広く問題を的確に把握し問題解決できる能力があること、法令遵守に徹する見識を有する人物であること等を総合的に勘案し、指名手続きを行っております。また、社外取締役については、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有する方に取締役会に参画していただくことにより、透明性の確保と企業価値の向上につなげることであります。

〔補充原則4－11－2〕

当社の取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

〔補充原則4－14－2〕

当社は、取締役及び監査役がそれぞれの役割を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行の支援を行っております。また、様々な事業分野を統括する持株会社として、各事業会社の経営者から定期的に業務報告を受け、業界の動向や経営課題について十分な理解を形成するよう努めております。

〔原則5－1〕

当社ではIR担当役員を選任するとともに、管理サービス本部経営企画室をIR担当部署としております。株主・投資家に対しては、決算説明会を年1回開催するほか、個別面談については東京及び大阪の当社オフィスでの対応並びに投資家訪問により実施することを基本方針としております。このほかにも不定期のsmallミーティング、電話取材対応や工場見学の要望への対応により、株主・投資家との対話の充実を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
第一生命保険株式会社	3,265,000	6.96
モリタ取引先持株会	2,506,855	5.34
株式会社みずほ銀行	2,087,862	4.45
三井住友信託銀行株式会社	2,082,000	4.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,048,599	4.37
株式会社三井住友銀行	2,007,658	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,795,100	3.83
エア・ウォーター株式会社	1,730,000	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,141,900	2.43
モリタ従業員持株会	901,028	1.92

支配株主 (親会社を除く) の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 上記表は平成29年3月31日現在の株主名簿に基づき作成しております。
- 当社は自己株式1,679,767株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除外しております。なお、「割合 (%)」は自己株式を含めて計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
磯田 光男	弁護士											
川西 孝雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯田 光男	○	---	磯田光男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法令についての高度な専門的見地から、当社の経営に独立性及び透明性の高い監視機能を発揮していただくため社外取締役に選任しております。独立役員に指定している旨は、同氏が現在及び過去において、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能に寄与できると判断したためであります。

川西 孝雄	○	----	川西孝雄氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識、さらには金融機関で培われた専門的な知識を当社経営に活かしていただきたいため、社外取締役を選任しております。独立役員に指定している旨は、同氏が現在及び過去において、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能に寄与できると判断したためであります。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から定期的に会計監査の内容についての説明を受けるとともに、情報交換を行っております。また、内部監査部門の連携状況については、「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしており、常時内部監査の監査室と緊密な連携を保っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野 祐介	他の会社の出身者													
太田 将	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高野 祐介		---	高野氏は、金融機関で培われた企業財務に関する豊富な経験と高い見識を活かし、経営を客観的に監査できる姿勢を求め社外監査役に選任しております。 また、同氏は経営に対して独立性を保持し、公平・公正な観点から監査業務を遂行し、当社のコーポレートガバナンスに資すると期待しております。
太田 将	○	---	太田氏は、コンサルタント機関での豊富な知識と経験を監査業務に活かしていただくため社外監査役に選任しております。 また、同氏は経営に対して独立性を保持し、公平・公正な観点から監査業務を遂行しており、当社のコーポレートガバナンスに資すると期待しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社を取り巻く経営環境等を勘案し、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

役員報酬(年額): 取締役に対する報酬 88百万円、監査役に対する報酬 41百万円
上記支給総額には、平成28年度中に役員賞与引当金として費用処理した30百万円(取締役26百万円、監査役4百万円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役の専従スタッフは配置していませんが、重要な経営に関する情報は総務部を窓口として発信しております。また、社外監査役には監査室スタッフが同様に担当しており、取締役会等重要な会議に出席できない場合にはその会議内容や資料を事後送付するなど、必要に応じて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には臨時取締役会を開催しています。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、グループ各社の代表者や本部長クラスの役員参加による早朝会議を原則として毎週1回開催し、各社、各事業部門の日常の業務執行報告や意思決定並びに経営課題に関する議論を行っております。

(2) 監査・監督

・監査役会は社外監査役2名を含む4名体制で、各監査役は監査役会が定めた監査基準、監査計画に基づき、業務執行の適法性について監査しております。

・監査役は、定期的に代表取締役と会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

・社外取締役は、グループ会社や主要な取引先等の出身者ではありませんが、当社の事業環境にも相応の識見を持つ方であり、独立した立場から取締役会に出席し、貴重なご意見をいただくとともに、経営の監督にあたっております。

・内部監査につきましては、社長直轄で監査室を設置し、計画的にグループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査しております。

・会計監査人は、太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約を結んでおります。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:柳 承煥

指定有限責任社員 業務執行社員:沖 聡

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは持株会社制であるとともに、当社は監査役設置会社の形態であります。なお、各事業会社の経営を管理、監督するため、当社の取締役及び監査役を、グループ内主要会社の取締役及び監査役として配置し、適正な監督、監視を可能とする経営体制を構築しております。これにより、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第84回定時株主総会は、平成29年6月23日に開催いたしましたが、その招集通知は、6月1日と法定期日の7日前に発送しております。
その他	招集通知の発送日前に自社のウェブサイトと東京証券取引所のウェブサイトにて開示を行っております。 株主によりわかりやすく、業績や営業の現況を説明するために、画像やグラフを多用した説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家やアナリストを対象に、決算説明会を開催しております。 (毎年1回5月に開催)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、招集通知、決議通知、過去の業績推移、事業報告書、ニュースリリースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にてIRを担当しています。	
その他	個別取材対応に加え、投資家に向けたスモールミーティング、電話取材対応や工場見学の要望への対応により、株主・投資家との対話の充実を図っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	従業員に対しては労働組合との労使協議の場において、定期的に業績の概況について説明を実施しております。また、取引先に対しましても、年1回懇親の場を設けて、経営の現況について説明し、意見交換を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります」という企業理念に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、当社が制定した「モリタグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。
(1)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主要な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。
(2)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。
(3)当社管理サービス本部に法務室を設置し、コンプライアンス委員会の事務局として、当社グループ各社の統制窓口になるとともに、当社グループの全役職員に対し、それぞれがコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導する。
(4)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。
(5)代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を執行する。
(6)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
(7)取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
(8)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、当社に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。
(9)綱紀委員会を年2回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した当社グループの役職員への制裁措置を決定している。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。
(2)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(3)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループの各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(2)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各社、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(3)当社経営企画室には、当社グループ各社から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。
4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社においては取締役会を毎月1回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規程に基づき経営に関する重要事項について決議している。
(2)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、当社及び主要な子会社の代表者及び本部長クラスの取締役、執行役員による早朝会議を原則として毎週1回開催し、各社、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制並びに当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、当社グループ各社から業績や経営状況について経営企画室と連携して定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(2)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(3)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(4)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に備え、「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(2)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。
8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
(1)当社グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、定期的に開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(2)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。
(3)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
 - (2) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
 - (3) 監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。
 - (4) 代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、前項の企業理念のとおり、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応統括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

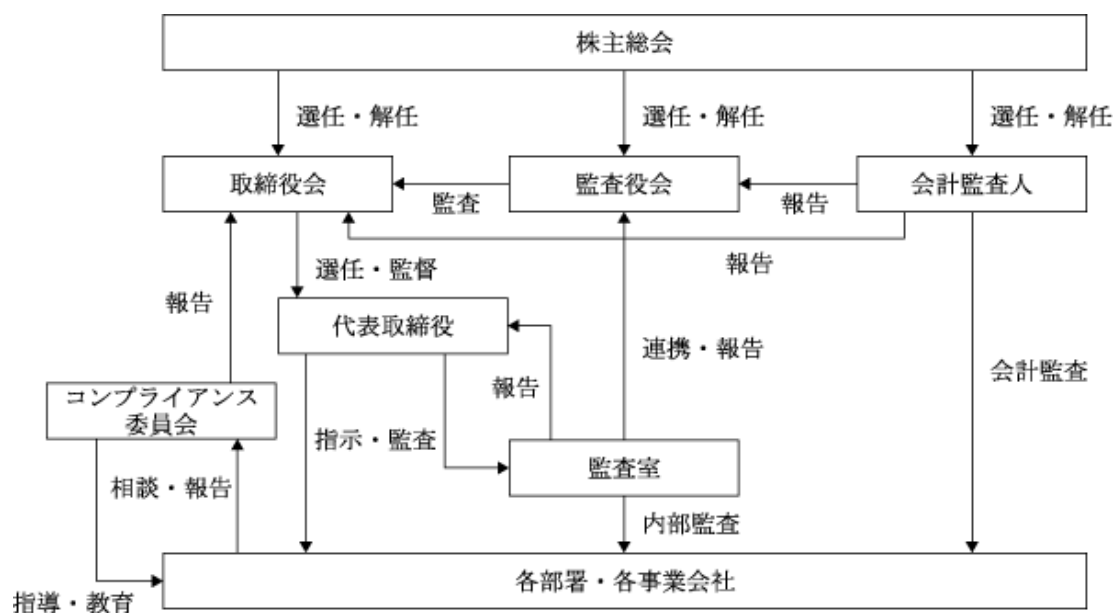
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

全社的に業務フロー図の整備を完了し、関連部門との連携や想定されるリスクの把握を通じて、法令等の遵守の充実に向け、社内規定の見直しや効率的な組織体制の確立を目指しております。



<適時開示体制の概要>

